

令和8年度

施政方針

令和8年3月

嘉手納町長 當山 宏

目 次

1.	令和8年度 町政運営に向けて……………	1
2.	基地問題……………	5
3.	安全・安心で住みよいまちづくり……………	7
4.	活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……………	1 1
5.	生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……………	1 3
6.	地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり…	1 8
7.	執行体制と行財政の運営等……………	2 4

令和8年度 町政運営に向けて

本日ここに、嘉手納町議会令和8年3月定例会が開会の運びとなりました。

今定例会においては、一般会計予算をはじめ水道事業会計予算、下水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算のほか、行財政運営に関する諸議案等を提出しております。その審議に先立ち、これまでのまちづくり等に関する主な取り組みと令和8年度における私の町政運営の基本方針、そして主要な施策の概要等について申し上げ、議員諸賢のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

振り返りますと、昨年も物価高が続き、町民生活への影響が大きい1年でありました。このため、町においては令和7年度も「20%のプレミアム付き野國總管商品券事業」を継続実施するとともに、一世帯当たり5千円相当の「生活支援商品券」の配布と、子育て世帯に対し、児童一人当たり5千円を支給する「子育て世帯応援給付金事業」に取り組んできたところであります。

なお、物価高は現在も続いていることから、去る1月の臨時議会において「物価高騰対策生活支援商品券配布事業」を予算化し、その実施に向けて取り組んでいるところであります。本事業においては、国の重点支援地方交付金と一般財源を活用し、町民一人当たり1万円の生活支援商品券を配布するとともに、非課税世帯に対しては、1世帯当たり2万円の商品券を追加配布することとしております。

また昨年、野國總管が琉球に甘藷を伝えてから420周年という節目の年でありました。よって、野國總管まつりについては、例年以上に内容を拡充して開催するとともに、420年の記念事業として「野國總管甘藷功労賞授与式典」や「甘藷フォーラム」等を開催し、「甘藷発祥の地」嘉手納を全国へ発信してまいりました。記念事業の一環として「まんが野國總管ものがたり」も発刊しております。

令和8年1月1日、本町は町制施行50周年を迎えました。この記念すべき節目を町民の皆様と共に祝い、そして、半世紀にわたり町の先人達が築いてきたまちづくりの歴史を振り返るとともに、次の50年に向けた発展への起点とするため、去る2月7日に記念式典及び祝賀会を挙げてまいりました。また、令和8年度は、町制施行50周年を記念する年として位置付け、各種の事業を実施していくこととしており、公募により選定した記念のロゴマークとキャッチフレーズ「共に歩んだ50年 輝く嘉手納をこの先も」を活用しながら、機運の醸成を図ることとしております

ところで、本町においては、これまで計画的に諸施策や事業を実施してきており、令和7年度においてもハード、ソフトの各種事業を推進してまいりました。

本町の人口減少問題の解決に向けた取り組みについては、人口減少対策及び定住人口の確保を重要な課題と位置付け、「定住促進事業」を中心とした住宅施策に継続的に取り組んでまいりました。令和7年度

においては、住宅取得支援のさらなる強化を図るため制度の改正を行っております。

また、「住宅リフォーム支援事業」については、令和7年度から事業内容を拡充し、従来の対象に加えて「多世帯住宅」「空き家」及び「子育て世帯」を新たに対象とすることで、既存住宅の有効活用や居住ニーズの多様化に対応した支援体制を構築いたしました。

水釜第二町営住宅の建て替え事業は、令和7年度中の完成を予定しており、完成後は戸数が26戸増加するとともに津波避難機能を備えた住宅が供用されることとなります。

嘉手納2番地地区を対象とする密集市街地整備事業については、地区内の防災道路の整備に向けて物件補償に取り組んでまいりました。

公共交通の安定的な運行及び町民の移動手段の確保に向けては、令和7年度に地域公共交通計画策定に向けた基礎調査を実施しており、引き続き本町の公共交通のあり方について方向性・方針の検討を進めてまいります。

廃棄物の減量化については、これまでの取り組みに加えて報奨金制度を実施し、町民の皆様のご協力を得て成果を上げてきております。

観光振興については、これまで観光協会による「観光プロモーション事業」が取り組まれており、昨年のツーリズム EXPO ジャパン 2025 において3度目となる特別賞を受賞するなど、本町観光のPRに効果を上げております。

スポーツツーリズムの推進は、完成した全面人工芝の新野球場において、4年ぶりとなる横浜 DeNA ベイスターズ 2 軍のキャンプが行われたほか、韓国の WBC 代表チームやプロ、アマの野球チームのキャンプ等が実施されており、今後とも同球場を活用した取り組みを図ります。

子育て支援については、保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の教材費について助成費用の拡充を行っております。

経年劣化が進んでいた嘉手納地区学習等供用施設・児童館は令和 7 年度に改修工事を実施しており、令和 8 年 4 月よりリニューアルした施設を供用開始いたします。

教育施設については、令和 7 年度において屋良小学校屋内運動場の改修工事を実施し、子供たちが安全・安心に施設を利用できる環境整備を図りました。

以上が令和 7 年度において取り組んできた主要な事業であります。

令和 8 年度はこれまでの成果を踏まえ、引き続き町民福祉の増進と町の発展に向けて「公共施設の整備」や「教育・福祉の向上」「人材育成・文化の振興」「基地問題への対応」「地域産業・商店街の活性化」等に取り組めます。

また、令和 8 年度においても、引き続き「活力に満ちた、人に優しいまちづくり」「文化の薫るまちづくり」を目指すとともに「公平公正」「町民本位」「改革刷新」を基本姿勢にまちづくりを推進してまいります。

こうした考え方の中で、令和8年度において取り組む主な施策の概要等は次のとおりであります。

基地問題

基地問題について申し上げます。

本町を取り巻く基地問題は、戦後81年を迎えた今日においても、いまだ厳しい状況が続いております。

令和7年4月に、嘉手納基地へ新たに米海軍無人偵察機MQ-4が無期限配備されました。また同年8月には、これまで一時展開として配備されていた米海兵隊MQ-9が無期限配備されることが決定し、すでに配備されている米空軍MQ-9と併せて無人偵察機の運用強化がなされております。またパラシュート降下訓練については、令和7年4月から12月までに8回の訓練が実施されるなど、本町が求める基地負担の大幅な軽減に逆行する運用がなされており、町独自及び三連協として強く抗議してきたところであります。

広大な米軍基地を抱える本町においては、基地から派生する事故やトラブル等が依然として後を絶たない状況にあります。令和7年度においても、F-15E戦闘機が、後方車輪が一つ欠けた状態で嘉手納飛行場に飛来し、火花を散らしながら着陸するという、大きな事故にもなりかねない事案がありました。こうした諸問題の発生は、町民の安全な生活を脅かすものであり決して容認できるものではありません。また、

嘉手納基地に所属する米軍人による酒気帯び運転、建造物侵入などの事件、事故も相次ぎました。三連協としてはこうした問題に抗議すると同時に再発防止の徹底を強く求めてきたところでもあります。

嘉手納基地から派生する航空機騒音も、依然として町民に深刻な被害を及ぼしております。令和7年度は、所属機の訓練に加えて外来機の飛来が多数確認された中、F-15戦闘機の退役に伴い巡回配備されたF-35戦闘機等を含む各種航空機による居住地上空飛行や深夜早朝の離着陸が確認されており、耐えがたい騒音被害を町民に与え続けております。本町では、地域住民への影響を最小限にするための措置を講じることや航空機騒音規制措置の遵守等について、町独自及び三連協として強く要請してきたところでもあります。

また、令和3年4月に終了する見込みとなっていた通称「パパーループ」の使用については、HH-60ヘリコプター等、当初想定されていた航空機以外の機種による使用が続いており、パパーループの使用の早期中止について、関係機関に対し引き続きその実現を求めてまいります。

旧海軍駐機場については、令和6年10月以降、航空機の使用が度々確認されていることから、令和7年5月及び同年10月に嚴重に抗議し、同駐機場の航空機の使用を今後一切行わないことを強く申し入れたところでもあります。旧海軍駐機場は、SACO最終報告の趣旨からすると、同駐機場の騒音を発生させるような運用は、明らかに日米の合意に反するものであると認識しており、引き続き同駐機場の動向を注視

しながら、対処してまいります。

航空機の排気ガスの悪臭問題は、航空機騒音と並んで本町の大きな問題の一つであります。このため、悪臭の発生源としての可能性が高いE-3早期警戒管制機について、早期の機種変更を行うなど、有効な対策を講じるよう日米関係機関に対し強く要請してきたところであり、引き続き解決に向けて力を尽くしてまいります。

防音対策事業につきましては、告示後に建築された住宅や店舗、事務所等への防音工事の適用拡大をはじめ、防音住宅にお住まいの方に対する空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠拡大等の実施について、国に対し長年にわたり要請してきました。これらの事案については今後も引き続き要請してまいります。また、令和4年度から、特に騒音が激しい第二種区域において国の防音工事を実施した住宅にお住まいの方に対する空調機器稼働費の補助を行っており、令和8年度も引き続き実施いたします。

米軍基地から派生する各種の問題については、今後とも町独自に、そして三連協としてその解決に向けて取り組んでまいります。

安全・安心で住みよいまちづくり

安全・安心で住みよいまちづくりについて申し上げます。

本町の抱える人口減少問題の解決に取り組むため、新たな人口増加策として、PFI事業による効率的かつ質の高い「子育て支援住宅」

の建設を検討しております。地域の魅力を向上させるとともに、若い世代の定住促進を図り、地域の持続可能な発展とコミュニティの活性化を実現することを目指します。

「定住促進事業」については、令和7年度から「定住促進奨励金」を廃止し、それに伴い「新築住宅等取得補助金」の補助金上限額を拡充しており、新年度においても同制度を継続実施致します。

国土交通省が「地震時等において著しく危険な密集市街地」として公表した字嘉手納2番地地区については、平成29年2月に同地区まちづくり協議会から町に提出された事業推進の要望書を踏まえて「密集市街地整備事業」に取り組んでおります。令和8年度においては、令和7年度に引き続き、まちづくり協議会の皆様とも連携を図りながら、道路整備により移転の対象となる皆様の物件補償と移転措置の業務に取り組むとともに、町道103号線整備工事の完成を目指します。

北区における地域住民及び民間事業者が主体となり、行政と協働で実施する「優良建築物等整備事業」については、老朽化した密集市街地の改善などにより限られた土地の有効活用が図られるよう、補助制度の活用に向けた支援を行い、取り組みを後押ししてまいります。

町内の空き家については、老朽化や管理面での課題がみられることから、適正管理や利活用の促進を図るため、空き家等対策計画を策定します。

「水釜第二町営住宅」の建て替え事業については、令和8年度早期に既存団地から新設団地への入居者移転及び既存建物の解体工事に着手します。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」として取り組んでいる「兼久体育館建替事業」は、令和8年9月の完了を目指し、事業の進捗を図ってまいります。「屋良城跡公園」については、令和7年度に実施された埋蔵文化財の調査結果をもとに整備内容を精査し、事業実施に向けて取り組みます。

「嘉手納野球場周辺等整備事業」については、スポーツツーリズムの促進を図るため、沖縄振興特定事業推進費市町村補助金を活用し、令和8年度においては、実施設計を行い、本事業を推進します。

「兼久海浜公園リニューアル事業」は、兼久体育館建替完了後に建設工事を開始し、円滑な事業推進に努めます。また、町内の老朽化した遊具については、安全性の確保及び利便性の向上を図るための再整備を実施しており、令和8年度は「屋良ふれあいパーク遊具設置工事」「屋良ハイツ広場遊具設置工事」の完了を目指し事業の進捗を図ってまいります。

「屋良東部公園整備事業」については、新たな地域住民の憩いの場として事業を進めており、令和8年度は実施設計を行い、本事業を推進してまいります。

町中心市街地の慢性的な駐車場不足に関しましても、東駐車場の立

体化による改善を検討しており、令和8年度には基本設計を完了し、順次事業の推進を図ってまいります。

道路整備は、生活の基盤である町道の改良工事などを計画的に進め、都市機能の向上と快適で安全なまちづくりを目指します。

公共下水道事業は、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、今後とも老朽化した管路の更新に取り組みます。

水道事業においては、安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、配水管や配水設備等の老朽化対策と災害に強い強靱な水道施設への更新を図ってまいります。

嘉手納町の水道料金については昭和57年から43年間、消費税に伴う改定以外、実質的な改定を行っておりませんでした。沖縄県企業局の水道料金の値上げを踏まえ、令和8年5月の検針分から料金の改定を行うことと致しました。

町民の皆様や町内事業所等にはご負担をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

地球温暖化対策については、令和6年度に策定した地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に基づき、公共施設の脱炭素化の実施を中心に、住宅や事業所を対象とした脱炭素の取組を検討してまいります。

ごみ行政におきましては、これまでの取り組みにより廃棄物の減量化が進んでまいりました。これは、町民や町内事業者等の4R運動に対するご理解とご協力あつての成果であります。更なる減量化を目指

し、令和7年度から実施している資源ごみ集団回収事業報奨金交付事業に、より多くの団体が登録していただけるように周知を行い、制度の定着を目指します。

今後とも町民の皆様の声をお聞きし、細やかな衛生環境の保全事業実施を進めてまいります。

活力に満ちた賑わいのあるまちづくり

活力に満ちた賑わいのあるまちづくりについては、中心商店街の活性化をはじめ、商工業、観光業、農水産業の振興に取り組めます。

商工業の振興については、商工会や商工事業者との連携を図り、各種の活性化事業に取り組んできており、引き続き嘉手納町商工会と連携しながら積極的に実施してまいります。

「プレミアム付き野國總管商品券事業」は、事業の見直しを図りながら商品券の販売を実施いたします。また、商品券の電子化を図るため、野國總管商品券ポイントアプリ構築事業を実施いたします。

「かでな元気プロジェクト事業」については、事業者の経営力向上及び販路開拓の支援を目的とした「やる気支援事業」、町内における創業者の支援を行う「事業者立地支援事業」、既存商工業者の魅力を発信し、集客への取り組みを図る「情報発信支援事業」等を継続実施いたします。また、事業全体のブラッシュアップを図り有効な施策を推進します。

観光振興に向けては、嘉手納町の観光資源を町内外へ効果的にPRするため、令和7年度に改訂した観光ガイドブックと観光動画を活用し、令和8年度においても引き続き観光プロモーション事業において観光協会と連携しながら本町の観光振興に取り組んでまいります。

令和8年は町制施行50周年の節目の年に当たるため、各種イベントについては、その記念事業に位置付け実施します。

雇用対策については、就職支援活動総合窓口の設置を継続します。また、令和7年度より実施している嘉手納町女性デジタル人材育成事業につきましても継続実施し、就職・転職・復職・スキルアップを目指す女性を応援してまいります。

雇用情勢悪化への対策として実施している雇用促進資格取得支援事業を令和8年度も継続し、町民の雇用機会の拡大に努めます。

スポーツツーリズムについては、令和8年度も引き続きスポーツツーリズム推進協議会の設立に向けて取り組んでまいります。また、本町の体育施設の有効活用を図り観光振興を促進するため、キャンプ等の誘致活動を積極的に行います。

農業振興について、町独自の各種補助金制度等による農家への支援を継続実施するとともに、令和6年度から実施している特産品開発事業及び令和7年度から実施している種苗増殖事業を軸に、パインアップル生産の基盤づくりに取り組んでまいりました。今後は、これらの取り組みにより培われた生産の下地を生かし、品質の均一化や生産量の

安定確保を図るなど、持続可能な安定生産に向けた取り組みを推進します。

水産業振興については、町独自の各種補助金制度等による漁業従事者への支援を継続実施し、漁業組合とも連携しながら漁業従事者の収益向上や後継者育成に繋がる施策について検討します。

生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり

第9期老人福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画が最終年度になることから、それぞれの評価を行いながら第10期計画の策定を行い、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに生きがいを持って過ごすことができるように、地域でともに支え合い・見守る環境づくりを進めます。

高齢者福祉については、自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し、生きがいづくり、社会参加及び健康増進を図ることを目的に、各自治会で実施しているミニデイサービスの充実を図ってまいります。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーター養成講座等認知症関連事業の充実を図るとともに、引き続き、嘉手納町認知症高齢者等見守り事業として、認知症見守りシールを配布することで、早期発見・保護の仕組みを整備し、認知症高齢者等の安全の確保及び介護者等への支援を推進してまいります。

障害福祉については「障害者計画2022」及び「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、各種施策の推進に努めます。

また、障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、重度心身障害者児医療費等助成事業の継続実施や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、令和7年度に福祉課内に設置した「障害者等基幹相談支援センター」を軸とした相談支援体制の整備を推進してまいります。

児童福祉については、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）において、受け入れ児童数の確保に向け、学童クラブ専用施設の建設工事を実施するとともに、引き続き既存民間学童クラブ支援、公立学童の充実を図ってまいります。

令和7年度より開始した、0歳6か月から満3歳未満の子どもが就労要件等を問わずに月に一定の時間数まで時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を、令和8年度も引き続き実施します。

子育て世帯の負担軽減を目的に、同一世帯で保育所等を利用する2人目の子どもにかかる保育料の無償化事業及び保育にかかる3歳児以上の副食費無償化事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。また、保育の質の維持・向上を目的に、保育士等の人材確保に係る保育士確保対策事業等を継続して行い、私立保育所等の支援に取り組めます。

小学校・中学校・高校へ入学する児童生徒の保護者に対する入学祝金の支給事業については、令和8年度も継続実施し、子育て世帯への経済的支援を図ってまいります。

令和8年度は屋良地区体育館・図書室の改修工事を実施し、地域住民にとって、より安心・安全なコミュニティ施設として機能復旧に努めます。

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、西区コミュニティセンターを活用した「ウムウム倶楽部」を継続し、地域住民との交流や多様な体験活動の機会を提供してまいります。

児童虐待の防止については、「支援対象児童等見守り強化事業」により関係機関と連携した継続的な見守り体制を充実させるとともに、「要支援家庭寄り添い支援事業」を活用し、児童の状況に応じた丁寧な支援を進めてまいります。さらに、要保護児童対策地域協議会を中心に情報共有と支援調整を強化し、地域全体で子どもの安全確保と健やかな成長を支える仕組みづくりを推進します。

妊婦健康診査及び産婦健康診査の公費助成を継続するとともに、多胎妊娠の妊婦に対しては、妊婦健康診査の費用を追加で5回分助成します。また乳児が受診する生後1か月児健康診査に係る費用についても継続して助成します。これらの健診結果をもとに、支援が必要な妊産婦に対して、妊産婦ヘルプサービス事業の実施や出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を継続し、支援体

制の充実に努めます。その他、子ども医療費助成事業、未熟児養育医療事務、低出生体重児・未熟児に対する訪問指導、子どもフッ化物塗布助成事業、新生児聴覚検査助成事業、先進医療不妊治療費助成事業についても継続して取り組みます。

子ども家庭課内に設置した「こども家庭センター」では、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、個々の家庭に応じた包括的な支援を切れ目なく行うことにより、妊産婦支援及び子育てや子どもに関する相談支援体制の充実を図ります。また、相談事業と併せて経済的支援として妊婦のための支援給付金事業を継続して実施いたします。

感染症の予防については、任意の予防接種であるおたふくかぜや高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成し、感染症の発病や重症化、まん延の予防に努めます。

健康増進事業では「健康・食育かでな21」に基づき、健康寿命延伸に向け健康づくりと食育の推進を図ります。また、高齢者の課題であるフレイル予防対策の一環として、沖縄県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け取り組んでいる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」についても推進してまいります。

町民の健康管理を推進するため人間ドック等助成、歯周疾患検診事業、がん検診についても継続実施いたします。また、生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、発症及び重症化の予防

を推進するため各種健診や保健指導の充実を図るとともに、地域と連携し受診率の向上に向け「週末健診」「ナイト健診」を実施いたします。

令和7年度から実施しているがんの治療による外見の変化を補完する補整具の購入費用を支援するための「アピアランスケア支援事業」、18歳から39歳までの若年がん患者の在宅療養生活を支援するための「若年がん患者在宅療養生活支援事業」を引き続き実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、誰もが安心して医療を受けられる仕組みを堅持するために、引き続き医療費適正化の徹底により歳出抑制を図るとともに、国・県支出金の確保、適正な課税と収納対策の強化を図り、健全な財政運営と町民の皆様の健康増進に努めてまいります。

嘉手納町の国民健康保険税については、「沖縄県国民健康保険運営方針」に基づき実施されることになる「同一県内における保険税率の統一」に向けて、令和8年度より、27年ぶりに保険税率の改定を行うことと致しました。急激な負担増が生活に及ぼす影響を最小限に留めるべく、一括での引き上げを避け、段階的な改定による緩和措置を講じてまいります。

町民の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

後期高齢者医療制度につきましては、経済的負担を軽減するため県内唯一の独自施策である保険料の均等割額補助を継続実施いたします。また、はり・きゅう等施術に対する補助や健診結果説明会につきましても引き続き実施し、健康福祉の増進に努めます。

地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり

教育行政においては、第5次嘉手納町総合計画後期基本計画における教育分野の個別計画「嘉手納町教育振興基本計画」を本町教育行政の基本方針とし、嘉手納町総合教育会議において協議等を深めることで、充実した教育行政を推進します。

幼稚園においては、遊びを通じた総合的な指導のもと、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などが育まれるよう環境を充実させ、園児一人ひとりの発達や特性に応じた教育に取り組みます。また、幼児期の経験が小学校以降の生活を支える重要な資質・能力を育む土台になるものと見通し、学びの連続性を重視した教育課程の充実を図ってまいります。

また、公立幼稚園給食費及び副食費の補助を継続し、子育て世代の負担軽減を図ります。

小中学校においては、持続可能な社会の担い手として、嘉手納町を知り・学び・貢献する「ふるさとキャリア教育」を通じて本町への誇りと自立心を備えた、自分の幸せと社会の幸せを実現できる児童生徒の育

成を目指します。また、人生100年時代を生き抜くために社会人の基礎力として必要な「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」「チームで働く力（チームワーク）」の3要素を「かでな型学力」として位置づけ、その資質・能力の育成に努めてまいります。

さらに、国のGIGAスクール構想に基づいた学校DXを推進し、1人1台端末を最大限活用することで、それぞれの児童生徒に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。これにより、児童生徒が主体的に課題を見つけ、情報を収集・整理・分析し、まとめて表現する探究的な学びを一層発展させます。また、学びを深化させるツールとして、生成AIを効果的に活用し、教育活動の質の向上に努めます。

グローバル社会で活躍できる人材育成として、「英語が話せる子どもたちの育成」を目指し、幼稚園から英語に慣れ親しむカリキュラムを構築し、聞くこと、話すことなどの日常生活で使える英語能力の向上を目指します。

本町の英語教育の推進を図るため、すべての児童生徒に英語検定の受検機会を提供するとともに検定料の補助を行います。

また、町立の小中学校以外に通う児童生徒に対して、学習支援等補助金として給食費、教材費などの補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

特別支援教育については、障害のある子どもの自己実現と社会参加

を目指し、個々のニーズに合った最適な教育環境を整え、その資質・能力を最大限引き出す教育を行ってまいります。また、多様性への対応については、国籍や人種、宗教、ジェンダー、障害の有無にかかわらず互いに尊重して学べるインクルーシブ教育を推進します。

不登校や問題行動等、支援の必要な児童生徒や保護者の抱える課題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援員を配置し、学校や関係機関との連携・協働により必要な支援につなげてまいります。

青少年センターにおいては、学校・家庭・地域などの関係機関との連携を図りながら、児童生徒やその家庭・保護者が抱えるさまざまな悩みを、教育相談を通じて必要な教育支援を実施いたします。特に不登校児童生徒に対して、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の定着、基本的な生活習慣の改善を図ることで、支援が必要な児童生徒の社会的自立を促してまいります。

秋田県大館市との学習体験交流事業等については、教員の交流内容を見直し、令和8年度も児童生徒の交流を継続してまいります。これまでの大館市の教育施策や「秋田の探究型授業」から得た知見を取り入れることで、本町の教育水準をはじめ、児童生徒の学習意欲や学びに向かう力を高め、各学校のリーダーとして学力の底上げに繋げてまいります。

教育施設については、嘉手納町学校施設等長寿命化計画に基づき、

子どもたちが安全・安心に施設を利用できる教育環境の整備のために嘉手納中学校渡り廊下の屋上防水外壁塗装等改修工事を実施します。

I C T機器環境の整備については、文部科学省の方針に基づき、学校ネットワークのゼロトラスト化やクラウド環境の構築を進めるとともに、教職員用端末を校務・授業兼用のChromebookへ一本化することで、業務の効率化及び働き方改革の推進を図ってまいります。また、耐用年数を超過した校務支援システムについては、沖縄県が主導する「次世代校務支援システム」を導入し、県内全市町村でのシステム統一を見据えた環境整備を進めてまいります。

社会教育については、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、地域住民や社会のニーズに応じた様々な学習機会を提供いたします。

本町の小学3年生から高校3年生までと対象を拡充したうえで「放課後プログラミング講座」を継続実施し、児童生徒の論理的思考力や課題解決能力等の育成に努めます。

「学校を核とした地域づくり」を目指し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を一体的に推進してまいります。

「かでなっ子ハローワーク事業」は、小学5年生から中学3年生までを対象に、町内外の企業や行政、公的団体等の求人募集に子どもたちが自主的に参加し、各機関の仕事やイベント運営等の体験を通して社会の一員として自立し、自分らしく生きるために必要な能力や態度を育

てます。

また、楽しみながら文化芸術や社会教育を体験していただく「生涯学習フェスティバル はいさい！いちやりば祭」をかでなっ子と協働で運営し、社会教育団体との触れ合いの場や様々な学び・体験・遊びを通して、来場者の生涯学習の推進につながるよう毎年開催してまいります。

その他文化芸術・スポーツ活動において優秀な成績を修めた個人又は団体の県外等派遣に関する補助金の交付により、町民の文化芸術・スポーツ活動を応援してまいります。

人材育成会では、貸与事業として学資貸与及び入学準備金貸与への取り組みを継続し、学生生徒に対する就学の機会を確保してまいります。

また、海外短期留学派遣事業及び鳥取県大山町との児童交流事業を実施し、郷土への関心を深め、児童生徒の協調性、国際性等を育む環境を創出し、嘉手納町の次代を担う人材の育成に努めてまいります。

なお、海外短期留学派遣事業は、行き先を米国ワシントン州とし、派遣期間をこれまでの2週間程度から3週間程度に延長して事業の充実に努めます。

社会体育では、各種スポーツ教室、講習会、大会等を通して、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図り、スポーツ推進委員を中心に、地域及び社会体育団体と連携し、町民の健康の保持増進に寄与してまいります。また、軽スポーツの普及紹介に努めます。

令和8年9月に完成予定の兼久体育館については、町民の利用に供するとともに、同施設を活用し、スポーツ大会等の充実に努めます。

外語塾においては、未来を担う若者に実践英語や情報処理を中心とした教育を実施します。優れた国際感覚や語学力、総合的なコミュニケーション能力と高い情報発信力を育むことで、社会に貢献できる人材の育成を図ります。

中央公民館では、各種講座の開催により生涯学習の充実に寄与するとともにサークル活動等、町民が楽しく集い、語らい、学ぶことにより交流が図れる環境を提供してまいります。また、各区コミュニティセンターへ公民館主事を配置することにより、自治公民館講座の拡充により、地域住民の学習の機会と場を提供するとともに、学びを通し人づくり・地域づくりの支援に取り組んでまいります。

文化振興については、町文化協会をはじめ、関係団体との連携を一層深め、文化・芸能発表の場の創出や様々な分野において町民が文化芸術に触れる機会を提供します。

文化公演(講演)については、多くの町民の皆さんが楽しんで参加いただける内容を提供します。

文化財事業では、町内埋蔵文化財調査の成果報告として、野国後原遺跡B地点本発掘調査の報告書を刊行します。また、町指定文化財の保存・継承支援や、町民への文化財周知のため、文化財企画展・講座を実施いたします。

町史編纂事業では、町制施行50周年記念事業として、これまでの町の歴史をまとめ、次世代へ繋いでいく「嘉手納町史企画展」をかでな未来館において開催します。

町立図書館は、生涯学習や情報の拠点として図書館資料及びサービスの充実に努めます。また、利用者がより過ごしやすい読書環境の整備を図ってまいります。

執行体制と行財政の運営等

防災行政については「地域防災計画」及び「国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域への重大な被害を回避し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の推進に努めてまいります。また、非常用食料等の計画的な備蓄整備、地域住民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化や避難訓練の実施等に継続的な取り組みを行うとともに、防災マップの改定に取り組み、災害時における町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

複雑多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、階層別・専門別の研修体系を充実させ、自ら考え行動する「自律型職員」の育成を目指してまいります。また、他自治体との人事交流を通じ、広い視野と柔軟な発想を持つ人財を確保し、多様な個性が最大限に発揮できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

行政サービスにおける町民の利便性を向上させるとともに業務改善

を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげて行くため、自治体業務をデジタル技術を使って改革する「自治体DX（自治体デジタルトランスフォーメーション）」を引き続き推進してまいります。

令和8年度は、令和7年度に機能強化した「オンライン申請システム」をより多くの申請手続きで利用できるよう推進してまいります。

令和8年度の予算編成については、令和7年10月に定めた予算編成方針に基づき、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」や税制改正、地方財政対策等に留意しながら「第5次総合計画」実施計画に基づく新規施策、政策的経費及び継続実施している経費を始め、義務的経費を中心に編成作業を進めてまいりました。こうして編成された令和8年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案、2特別会計予算案は次のとおりであります。

一般会計予算		11,765,636千円
水道事業会計予算	水道事業収益	436,845千円
	水道事業費用	433,684千円
	資本的収入	165,503千円
	資本的支出	272,869千円
下水道事業会計予算	下水道事業収益	371,566千円
	下水道事業費用	369,615千円
	資本的収入	126,622千円
	資本的支出	155,724千円
国民健康保険特別会計予算		1,884,834千円
後期高齢者医療特別会計予算		362,631千円

以上、令和8年度の町政運営にあたり、私の基本方針と主要な施策の概要等について申し上げてまいりました。社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、更なる町政の発展と町民福祉の増進に向け全職員の総力を挙げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月3日
嘉手納町長 當山宏